

清川村立小中学校のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清川村立小中学校の児童生徒数の減少や施設の老朽化に伴い、今後の学校規模の適正化やより良い教育環境の整備充実を図るために将来を展望した学校のあり方について研究する清川村立小中学校の在り方研究会の意見等をもとに、清川村立小中学校の在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置し、清川村立小中学校のあり方について幅広い見地から総合的に検討することを目的とする。

(委員)

第2条 検討会の委員は、8名以内とし、次の各号により教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者（自治会長）
- (3) 保護者を代表する者（PTA役員）
- (4) 公募委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討会の事務は、清川村教育委員会事務局が行う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。